

第24期 第14回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和3年8月31日

伊予市農業委員会

# 第24期

## 第14回定例農業委員会総会議事録

令和3年8月31日（火）午後1時30分から、伊予市役所において第14回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	17名
農地利用最適化推進委員	2名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第71号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	4件
議案第72号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について	1件
議案第73号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について	1件
議案第74号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	1件
議案第75号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	1件

第3 報告第26号	農地法第18条の規定に基づく解約通知について	1件
-----------	------------------------	----

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第14回8月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号12番 ○○ ○○ 委員、14番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第71号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第71号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

#### 1番

譲渡人	下吾川	○○	○○
譲受人	松山市	○○	○○
申請地	下三谷	田	外9筆
譲受人の耕作面積	0 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	新規就農	
権利の種類	売買による所有権移転		

作付作物や保有機械は説明書のとおりですが、事前に送付していましたが新聞や週刊誌の記事を含めて追加の説明をさせていただきます。新聞や週刊誌の記事は、譲受人の○さんのこれまでの経歴と今後の事業展開について知っておいてもらうために送付し

ました。

〇〇さんは、個人としては所有面積がゼロで新規就農での申請になっていますが、〇〇さんが代表を務める農業生産法人としては松山市において農地の権利を取得しています。また、農副連携事業において、同じく〇〇さんが代表となっている福祉事業所が農作業受託をしている農地も、松山市、西条市、砥部町で活動しています。これらの事業については、法人の収支決算書にて実績を確認済みです。

また、今回の申請では、譲受人の〇〇さんが農業生産物で収益が得られるかではなく、事前に送付した記事のような自然栽培農学校という事業が、農地を管理していけるのが審査のポイントになるかと思われま。

〇〇さんの計画では、自然栽培農学校の卒業生が、伊予市で就農することを予定しているため、今回の案件は、当該農地だけでなく、市内全域に関係してくる可能性があります。そういった点も含めて、事前に事務局がお答えできる範囲の質問をお受けしておいて、本人さんとの質疑が深まるようにと考えています。以上です。

議長

事務局からありましたように、事前に皆様から疑問点について質問いただいて、本人はリモートで出席ということで、代理の方が出席するという御理解いただきたいと思ひます。議案説明書以外で地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

〇〇さんの栽培は、無農薬、無肥料、除草剤をつかわない、いわゆる自然栽培ということだす。テレビ、新聞雑誌等で活躍しており、成功事例もあるみたいだすけど、伊予市では始まったばかりで、どうなるのか不安もありますが、本人も規模拡大の意欲が旺盛なので、状態をみながら応援協力をしていきたいと思ひております。よろしくお願ひします。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇農業委員

学校法人ということだすか。しっかりした学校なのですか。

事務局

学校法人ということでは伺っていません。どちらかというとな〇〇の〇〇研修センターがイメージに近いのではないかと思ひます。

議長

本人さんはリモートで出席とういうことで、代理人の方に出席していただいていますので、入っていただいてよろしいですか。

<新規就農者関係者入室>

議長

それでは、〇〇さんの方からリモートで今後の営農計画、将来の目標等についてご発表をお願いします。

〇〇さん

〇〇と申します。農業をはじめて20年以上になりますが、耕作放棄地を障害のある人たちと再生をはじめて13年が経ちます。松山市からスタートして今は沖縄から北海道まで、障害のある施設の人たちが全国の耕作放棄地を循環型農業で再生して、約2000人の方々が、我々と一緒に荒れた農地を再生しています。愛媛県は耕作放棄地が増えてきているので、高齢化のため担い手が少ない中で、オーガニックやアトピーの影響など健康な農産物を欲しがっている方がいまして、コロナ過のために若い人たちの仕事が非常に不安定のため耕作放棄地を再生しながら農業を学びたいという若者が増えていきます。

都市部から地方へ移住して農業を勉強していききたいという人たちがいます。持続可能な循環型の農業を伊予市で教えていけたらと思っています。伊予市の人口減少により若い人達が、伊予市で働く場所を見つけていくことを一緒に目指していききたいとおもっていますので、我々の活動を是非応援していただけたらと思っています。

伊予市の学校給食では伊予市産の材料が少ないということで、安全な野菜たちを子供たちに届ける仕事を創設していききたいと思っています。

〇〇農業委員

実際自然農法で、農薬を使わない、除草剤も使わないということで、そういった農地が隣にあった場合に、通常の栽培をされている隣の方との問題についてどういった解決方法をやってこられましたか。

〇〇さん

我々は自然栽培ということで、敵対心などはありませんし、我々の圃場で自然栽培をやりますし、農薬がこちらにかかってきたとしても、それはそれとして扱う形をとってきます。既存の農業をやっている方と関係を悪くすることはいっさいやりたくはないです。松山市でも我々の農業と慣行栽培を併用してやっていますので、近所の農家さんも

認めてくれていますので、今までやってきたことを伊予市でもやっていきたいと思っています。

〇〇農業委員

下三谷の隣の地区ですが、遊休になりかけている土地がありまして、そういった場所で今後増やしていく予定があるかと、賃貸でいけるか聞きたい。

〇〇さん

松山市や西条市では賃貸でお借りしています。平地ではだいたい10アール〇〇円で借りていまして、中山間地は〇〇円から〇〇円でお借りしていまして、松山市では4ヘクタールぐらいお借りしています。伊予市でも遊休地があれば、農地を少しずつ広げていきたいと思います。売買ということでありましたら、検討させていただきたいと思います。農地を持ちたいという若者もできますので、賃貸又は売買も含めて相談しながら人を育てていきたいなと思っています。

〇〇農業委員

今後、賃貸のイメージとしてどの程度の面積、農作業をできる人は何人ぐらいいますか。将来的には伊予市に何名ぐらい人をいれていきたいですか。

〇〇さん

今年の春から4名ほど学びに来ています。卒業後、3年後ぐらいに独立できたらと思っていますけど、独立した際には、1人1ヘクタールから2ヘクタールぐらいの運営できるような技術と体力と販売力を持たせたいと思っています。10人ぐらいのメンバーが来た場合にうまくいけば、4年後には20ヘクタールぐらいの農地が確保できればと考えています。

〇〇農業委員

私は旧中山町地区なので、ここから20分ぐらいの場所に耕作放棄地が多く、栗やキウイなどの果樹もありまして、中山町でも将来考えていますか。

〇〇さん

中山の方でも行っています。栗の産地ではありますので、栗が取れなくなってきたと聞きますし、傾斜地でのスイカ栽培なども育てる人が少なくなっているのを聞いています。我々は〇〇で梅の栽培をやっています。まだまだ梅も足りない状況なので、休耕地や中山間地で、梅、柿、栗などの栽培をしたいと思っていますし、クラフトの里のように蕎麦の栽培もやっていきたいと思っています。斜面を使って果樹の栽培をしてい

きたいと思っていますし、栽培放棄せざる得ない農地があると聞いていますので、そういった場所をお借りして、技術を若い人たちに示すことができたらと思っています。

〇〇農業委員

通常の水田が耕作放棄地されているのもありますので、機会があればご利用いただける場合もあるかと思っています。

〇〇さん

他の地域でも、放棄地になるところは水の確保でトラブルがすごく多いので、そういったところでは私たちは水をもらわずに、里イモなどを栽培し、水が少ない地域ではいっさい水をもらわないと思っていますので、そこらへんは理解いただけたらと思います。

〇〇さん

農業を勉強する方が4名ということですが、健常者の方が学習されるということですよ。障害のある方に手伝ってもらいながら運営をしていくと言われていましたが、障害者福祉施設とのつながりができていますか。事務局は松山市の現場を見ていますか。

事務局

正式な権利を取得している場所は確認できていません。すでに伊予市における農作業受託をしている場所は確認しています。その判断で、自然栽培であればそれが通常なのだろうと、他の慣行栽培の人からするとどう判断するかということなので、実際に見ていただかないとなかなか判断は難しいかなと考えています。

〇〇委員

現場は雑草が生え、病害虫がいるということですか。

〇〇さん

私たちの松山市にある田や畑をみていただけたらと思います。現地は慣行栽培と変わらない状況だと思います。今までの栽培は草の中で育てる栽培がありましたが、見ていただくと慣行栽培とかわりがない圃場で、皆さんから見ても綺麗な圃場だと思っています。後で田の写真を見ていただいたら草がないことがわかると思います。農福連携の件ですが、伊予市でも障害者福祉施設があると思います。もし福祉施設が連携をしたいということなら、惜しみなく地域に迷惑をかけない働き方を教えていきながら、できれば今の障害者福祉施設の全国の平均工賃が1か月、〇〇円から〇〇円の給料しかもらっていない障害のある方たちが、伊予市では2倍から3倍、5倍になっていけるような努力を生徒全員とやっていきたいなと思っています。皆さんと協力して、障害のある方が地

域で生きていけるような環境ができたらと、また高齢者施設の方たちが農作業で身体が健康になっていけるような仲間づくりをしていきたいと思っていますので、皆様からお力をお借りしたいと思っています。

議長

当面伊予市では、4名の自然栽培をされる方を育成していくとのことですが。将来的に育成農園として使用されるのか、何年か使用した後は、通年の自然栽培農園にするのか考えを聞きたい。将来的に学校法人的なものに移行する予定はあるのか。有機栽培等でトラブルが発生するのは、畔の草刈りなどの管理が十分にされていないということで、周辺農地から苦情が出るのが非常に多いです。そこは問題ないという事ですが、農地について責任者を置いていただいてその方に管理していただき、問題があればその方に連絡すれば解決するなど考えをお聞かせいただけたらと思います。

〇〇さん

我々は事務局を置きますし、農場長、指導者を置いてやっていきます。もし苦情とかがあれば事務局に連絡いただける連絡網を皆様にお渡しできるようにしたいです。事務局から連絡できるようにして、すぐに対応できるような環境を作っていきたい。逆に草の管理が必要なお仕事をいただけるのであれば、行きますのでよろしくお願い致します。

学校法人となるのは、まだまだ先かなと思っています、できれば伊予農業高校と連携をして、全国から伊予農業高校に学びに来るような環境を作りたいと思っていますし、伊予農業高校の卒業生が伊予市で農業ができるような環境、応援できるような環境を作りたいと思っています。学校法人になると販売をしてはいけないという制約がでてきますので、制約があるのであれば、産業を活性化する団体としてやっていきたいと思っていますので、皆様と話し合いながら検討していけたらと思っています。

議長

他にご意見ありませんか。

ご意見が無いようであれば、時間も経過しましたので、以上にしたいと思います。〇〇さんありがとうございました。

<新規就農関係者退室>

議長

番号1について、改めてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

## 2番

譲渡人 大平 ○○ ○○

譲受人 大平 ○○ ○○

申請地 大平 田

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 10年間の賃借権設定

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号2につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

○○農業委員

若い方と一緒に頑張れる力が多い方であると思いますので、よろしくをお願いします。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

## 3番

譲渡人	千葉県	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	下三谷	田	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号3につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇推進委員

現在、2ヘクタールで柑橘栽培をされています。規模拡大ということで今回申請されたということです。よろしくお願ひします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

#### 4番

譲渡人	四国中央市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町串	〇〇	〇〇
申請地	双海町串	田	外1筆
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号4につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇推進委員が欠席のため、私が補足説明いたします。この〇〇さんは〇〇さんの近くの方で、現在は〇〇さんが管理を引き受けています。〇〇さんは〇〇地区のリーダーとして頑張っておられる方ですので、是非こういう方に農地が集まるように御協力をお願いいたします。

議長

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

## ■議案第72号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第72号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

議案第72号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

### 1番

申請人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑	

転用目的 宅地敷地拡張

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、1ページから3ページまでになっております。

以上です。

議長

議案第72号につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇農業委員

議案説明書どおりです。よろしく申し上げます。

議長

議案第72号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第72号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第72号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

## ■議案第73号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第73号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

議案第73号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

### 1番

貸渡人	三秋	〇〇	〇〇
	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
	三秋	〇〇	〇〇
	上野	〇〇	〇〇
	三秋	〇〇	〇〇

借受人 下唐川 株式会社〇〇  
現場代理人 所長 〇〇 〇〇  
申請地 三秋 田 外3筆  
転用目的 作業詰所・作業場・資材置場  
権利の種類等 賃借権

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、4ページから6ページまでになっております。

以上です。

議長

議案第73号につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇推進委員

継続的に利用ということで何も問題ありません。よろしく申し上げます。

議長

議案第73号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
議案第73号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第73号につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、5ページをお開きください

## ■議案第74号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第74号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人 上三谷 〇〇株式会社

土地所有者 松山市 ○○ ○○  
申出地 下三谷 田 外1筆  
転用目的 露天資材置場及び露天駐車場

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、7ページから10ページまでになっております。

以上です。

議長

議案第74号につきまして、これ以外に地元委員さんより補足説明等はありませんでしょうか。

○○推進委員

議案説明書のとおりです。よろしく申し上げます。

議長

議案第74号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第74号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番議案第74号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

## ■議案第75号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議長

議案第75号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局より変更部分について説明あり

議長

議案第75号につきまして、事前に資料を配布していましたが、指針の変更について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第75号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番議案第75号につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、7ページをお開きください。

### 第3

#### ■報告第26号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第26号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

#### 1番

貸出人	千葉県	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
届出地	上吾川	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

以上です。

議長

報告第26号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、次のその他事項に移ります。

#### ■その他

- ・意見交換会の開催について
- ・「令和3年度市町農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会」の開催期日の延期について

事務局より説明あり。

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年9月30日(木曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を  
開催予定としております。

以上で、第14回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第14回8月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時46分 閉会)